総務専門部会

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
調整の方針	特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、新市において新たに選任するものとする。 新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。		

項目		修善寺町		土肥町		天城湯ケ島町		中伊豆町		根拠法令
1.常勤の特別職等の状況（平成14年7月1日現在）		現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	
役職名	町・村長	1人	自: H 13. 9.30 至: H 17. 9.29	1人	自: H 11. 5.31 至: H 15. 5.30	1人	自: H 12. 6.24 至: H 16. 6.23	1人	自: H 13. 4.25 至: H 17. 4.26	地方自治法第139条 地方自治法施行令第1条の2
	助役	1人	自: H 13.10.25 至: H 17.10.24	1人	自: H 14. 4. 1 至: H 18. 3.31	1人	自: H 13.10. 1 至: H 17. 9.30	1人	自: H 14. 1. 1 至: H 17.12.31	地方自治法第161条
	収入役	1人	自: H 13.10.25 至: H 17.10.24	1人	自: H 14. 4. 1 至: H 18. 3.31	1人	自: H 13.10. 1 至: H 17. 9.30	1人	自: H 13.10. 1 至: H 17. 9.30	地方自治法第168条
	教育長	1人	自: H 14. 5.18 至: H 18. 5.17	1人	自: H 13.10. 1 至: H 17. 9.30	1人	自: H 13. 4. 1 至: H 17. 3.31	1人	自: H 13. 4. 1 至: H 16. 3.31	地教法第16条 地教法令第19条

2.各種委員会委員及び監査委員（地方自治法第180条の5）の状況（平成14年4月1日現在）		委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	根拠法令
委員会名等	教育委員会	委員長 1人 委員 4人 （教育長） （1人）	4年	委員長 1人 委員 4人 （教育長） （1人）	4年	委員長 1人 委員 4人 （教育長） （1人）	4年	委員長 1人 委員 4人 （教育長） （1人）	4年	地教法第2条 地教法令第18条
	選挙管理委員会	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	地方自治法第181条 地方自治法施行令第4条
	固定資産評価審査委員会	委員長 1人 委員 2人	3年	委員長 1人 委員 2人	3年	委員長 1人 委員 2人	3年	委員長 1人 委員 2人	3年	地方税法第423条
	監査委員	識見を有する委員 1人 議会選出委員 1人	4年 議会の議員の任期	識見を有する委員 1人 議会選出委員 1人	4年 議会の議員の任期	識見を有する委員 1人 議会選出委員 1人	4年 議会の議員の任期	識見を有する委員 1人 議会選出委員 1人	4年 議会の議員の任期	地方自治法第195条

※ 表内の（ ）は内書き
※ 【根拠法令名】 地教法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）、地教法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令）